

平成28年度 第11回高山市教育委員会定例会議事録

1. 日 時 平成28年11月24日（木） 午前9時00分から
2. 場 所 高山市役所 行政委員会室
3. 出席者 委員会 中村教育長、針山委員、打江委員、岡田委員、野崎委員、長瀬委員  
事務局 井口教育委員会事務局長、西本教育総務課長、山本学校教育課長、中井文化財課長、瓜田学校給食センター所長、川田市民活動推進課長、学校教育課中井、都竹、教育総務課 直井
4. 欠席者 委員会 欠席なし
5. 署名者 打江委員

午前9時00分開会

○中村教育長 本日の委員会は、出席者6名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、定足数に達していますので、成立しております。ただ今から、平成28年度第11回高山市教育委員会定例会を開会いたします。

○中村教育長 会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、「打江委員」を指名いたします。

○中村教育長 前回定例会の会議録について承認を行います。  
まず、前回定例会の会議録について「針山委員」お願いいたします。

○打江委員 前回の定例会会議録について、精査した結果、記載事項について適正に調製されておりましたので、署名したことをご報告いたします。

○中村教育長 ありがとうございました。  
それでは、前回定例会の会議録についてご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

○中村教育長 前回、定例会の会議録は、調製のとおりに承認されました。

○中村教育長 次に、諸般の報告をさせていただきます。

（中村教育長報告）

○中村教育長 それでは次に、日程第1、議第18号「平成28年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたしますが、当議題につきましては内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第14条第7項ただし書の規定により、公

開しないこととしたいと思います。

○中村教育長        それでは、ただ今お諮りしました議第 18 号は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中村教育長        ご異議なしと認めます。よって、議第 18 号は、公開しないことに決しました。

○中村教育長        それでは、改めまして日程第 1、議第 18 号「平成 28 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。

○山本学校教育課長    <資料に基づき説明>非公開

○中村教育長        事務局の説明は終わりました。ご質疑等はありませんか。

(非公開)

○中村教育長        ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○中村教育長        それでは、ただ今議題となっております議第 18 号について、事務局説明のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中村教育長        ご異議なしと認めます。よって、議第 18 号について、事務局説明のとおり決しました。

○中村教育長        次に日程第 2、議第 19 号「高山市学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を定める規則の一部を改正する規則について」を議題とします。  
事務局より説明願います。

○山本学校教育課長<資料に基づき説明>

○中村教育長        事務局の説明は終わりました。ご質疑はありませんか。

○野崎委員        特別な理由により区域外通学を希望する方について、その理由や期間を明記することにより適切かつ円滑な対応をすすめるための様式改正であることを理解しました。事務は円滑になると思いますが、様々な理由があると思いますので、この様式

を活かし申立て理由も丁寧に把握しながら、適切な許可ができるようお願いします。

○中村教育長 一般的にこの書類を提出いただく前には、事前に希望者との連絡や事実確認等がされながら書類提出いただくものと認識しています。事務局にはこの様式改正にかかわらず、これまで同様に事務的にならず状況をしっかり確認したうえでの対応をお願いします。

○針山委員 様式改正と内容は異なりますが、これまでに例えばいじめ等を理由とした区域外通学の申し出はありましたか。

○山本学校教育課長 今年度においては、そのような申し出はありません。

○針山委員 仮にいじめ等を理由にした申し出があった場合は、どのようになりますか。

○山本学校教育課長 いじめ等の問題については、これまでも説明のとおり学校教育課でも連携を図りながら各学校において現状把握を行い課題の解決に努めているところです。仮に課題解決に向けた対応を行っても解決への進展が見込めず、区域外就学の申立てがあり我々も必要と判断した場合は、区域外就学について教育委員会にお諮りさせていただくこととなります。

○中村教育長 私が教育委員に就任してからは、いじめの相談はあってもそれを理由とした区域外就学の申立てに至った事案はなかったと記憶しています。いじめ等については解決に時間を要する場合がありますが、まず学校と保護者、児童生徒等が協力し現状における本質的課題の解決に努めてきたところです。

○打江委員 区域外就学については、定例会に提出される場合と提出されない場合の判断はどのようになっていますか。

○井口教育委員会事務局長 学区については、高山市学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を定める規則の第5条第3項に規定があり、特別支援学級に入級する場合や最高学年である場合、学期の途中である等の事由があり、その第7号にその他教育委員会が必要と認める場合と規定されており、一般的にはこの第7号に関する事案について教育委員会にお諮りしています。

○中村教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中村教育長 それでは、ただ今議題となっております議第19号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中村教育長           ご異議なしと認めます。よって、議第１９号について、事務局説明のとおり決しました。

○中村教育長           次に日程第３、報告３３「小中学校における現状と課題について」を事務局より報告願います。

○学校教育課都竹   ＜資料に基づき説明＞

○中村教育長           事務局の報告は終わりました。ご質疑はございませんか。

○野崎委員           先日、小学校でバス乗車の譲り合いについての道徳授業を拝見しました。内容は、子どもがバスの座席に座っていて近くに年配の方が立ってみえ、子どもが席を譲りたくて席を離れましたが「どうぞ」の言葉をかける勇気がなかったため、別の方が座ってしまいましたが、バスを降りる際にその年配の方からお礼の言葉をいただいたというストーリーについて意見交換するものでした。様々な意見が出る中で、ひとりのお子さんがその年配の方は自分より先に席に座った方がいい人がいたので座らなかったのではないかという発言をしていました。このことはプリントに書かれている内容ではなく、このお子さんの発想が素晴らしいと感じましたが、その事にはあまり触れられず授業が進められていました。道徳教育というのは改めて幅の広いものだと感じましたし、先生方も時間が限られた中で授業をすすめる必要はありますが、発言内容に応じより充実した授業が行えるとよいと感じました。

○学校教育課都竹   ご意見ありがとうございます。道徳授業に限らず授業内容には目的がありますので、授業を行う先生方にはその目的を再確認したうえで、時には発言内容に応じた柔軟な対応でよりよい授業展開が行えるよう助言します。

○針山委員           私の知る小学校の道徳授業では、先生が一般的な題材を紹介し、児童が感じたことを発言したり感想文にすることにより先生が子ども達の考えを把握していると思います。しかし現在、犯罪や事件等の情報が溢れるなど世の中に非常に荒れた部分があり、学校における道徳教育の必要性を痛切に感じています。これは私個人の考えですが、道徳はまさしく人の徳の道であり、道徳の授業では先生が子ども達にその事を伝えていくこととなります。様々な状況がある現代において、定型的な道徳教育だけでは子ども達の倫理観を養うことができない場合もあり、ある意味では教える側も様々な体験をすると授業の幅が広がると思います。非常に難しい世の中であり、授業のあり方や教え方についてもっと考える必要があると感じています。今、教育大綱の議論も行っているところですが、教育に対する原点に立ち返って考えていく必要があると思っています。言葉で言うほど簡単ではなく、私も具体的な提案まではできませんが、道徳教育の必要性と個人的な考えについて少し述べさせていただきました。

○山本学校教育課長 学校における道德教育は、道德授業に限らず全ての授業の中で行うものであり、各授業や特別活動、部活、行事など年間を通じ行うものと考えています。年間35時間行う道德授業については、その要となるものであり、教師自身の道德性、倫理観が重要であると認識していますので、道德性を一層高め社会からも認められ子ども達の模範となるよう、それぞれが自覚し取り組んでいくよう継続し働きかけます。

○野崎委員 個人的には道德教育で、いのちの教育が行えたらと思っています。社会問題となっている認知症は身近な祖父や祖母がなる可能性もあり、また社会には障がいをお持ちの方もみえ、道德教育といのちの教育を結びつけることができないかと考えています。

○打江委員 数年前に岐阜で国体の開会式があった時に、帰り際に大量のパンフレットが捨ててあるのを見てなぜ立派な大人がここに捨てていくのか大変ショッキングであったことを思い出し、価値観や大人の考え方も多様化していると感じました。このような社会において、限られた道德授業で先生が子ども達に道德性や倫理観を教えていくことは本当に大変なことだと思います。これまでは一般的な道德の授業が多く、子ども達にも模範解答が何となくわかっていましたが、これからは綺麗ごとだけの授業ではなく、本音の部分で自分の心の葛藤をどう言葉で伝えるかという点が大事だと思います。また、その授業が価値観の押し付けや自己反省の場であってはいけなく、その反省を認めていくことも必要だと思います。

○長瀬委員 私も学校教育課長の説明のとおり、道德は生徒指導と同じで領域はなく全ての教育活動において行うものと捉えています。道德が教科化されることを市として推進していく考え方があってもよいと思いますし、特別活動としての学活と特別な教科の道德の違いを一人ひとりの教師が理解しすすめていくことが必要だと思います。

○岡田委員 子どもの頃、道德の授業で先生から褒めてもらったことが強く記憶に残っています。学校の授業では、勉強が得意な子が目立ったり中心となることが多いが、道德については子ども一人ひとりの考えが反映できる唯一の授業になると思います。私達の学校訪問時の授業は、形が整えられた授業が多いように感じることもあります。今後は子ども一人ひとりの生活の様子や考え方を表現できる場となる道德で、よりよい授業が行われることを望みます。

○中村教育長 各委員より発言がありましたように、小中学校の道德の時間が子ども達と向き合える時間にしていくことが大切であり、このことを教師一人ひとりが共通認識していく必要があると思います。子どもは学校だけで育つものでなく、保護者や地域の方々と手を携えて行っていく必要がありますし、また、大人が普段見せる姿も子ども達はよく見ているので、振る舞いを今一度見直してみることが大切だと思います。

○中村教育長       この内容については、ご質疑が尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。  
                      ここで一旦休憩します。

(休憩 午前 10 時 55 分～午前 11 時 00)

○中村教育長       休憩を解いて会議を続行します  
                      次に日程第 4、協議 9「平成 29 年度からの小・中学校前期・後期制の移行について」を議題といたします。  
                      事務局より説明をお願いします。

○山本学校教育課長   <資料に基づき説明>

○中村教育長       事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○長瀬委員       まず、1 の目的において、これまでの検討を踏まえ、子どものための時間を生み出すことにより子どもに向き合う機会と場面を充実させるとしていることは、今回のことは、まさしくこのために取り組むべきことであり正しい考え方だと思います。  
                      次に、充実する内容についてですが、3 学期制から 2 学期制に移行した場合に保護者の方がどの部分を不安に感じられるかを考えると、1 つは子どもが学校でどのように頑張りそのことについてコメントが書かれている通知表が 1 回減ることは大きいことであり、保護者の方が不安感を抱かれたり誤解を招くことがないように丁寧な対応や説明をお願いします。

打江委員       先日、学校訪問をした際に 2 学期制による給食費への影響について話を聞きましたが、2 学期制の登校日数と給食費の関係について確認させてください。

山本学校教育課長   登校日数について説明しますと、2 学期制に移行した場合の登校日数は、3 学期制と何ら変わりありません。ただし、1 学期分が減ることにより始業式と終業式が各 1 回ずつ減り、その 2 日間は授業日とすることができます。

瓜田学校給食センター所長   給食費の関係については、これまで始業式と終業式の日については給食を提供していませんが、この日が登校日となった場合に 1 日授業が行われるとすると、給食を提供する日数が増える可能性もあると認識しています。

打江委員       給食を増やすのかについては、決定していないという理解でよろしいですか。

瓜田学校給食センター所長   現在、年間 185 日の給食を提供していますが、始業日や終業日が減った場合に給食実施回数をどうするかは現段階においては決まっておりません。給食日数を変更すると給食費にも影響しますので、給食費を見直しとした場合は高

山市学校給食推進協議会で協議したうえで教育委員会会議にお諮りさせていただくこととなります。

針山委員

2学期制への移行については、これまでの各機関における検討状況を踏まえ、教育委員会の権限と責任において移行をすすめることの方針を決定したうえで、一層の議論やご意見等をお聞かせいただき、最終的に規則改正により決定していくものと認識しています。この方針決定については、教育委員会名で保護者等の皆様にお知らせすることとなりますが、その目的としている内容はこれまでの議論を踏まえた、今後の学校が目指すべき形であると理解しています。

保護者の移行に対する思いは長瀬委員から発言の通知表をはじめそれぞれであり、31の小中学校がありますので教育委員会と各学校が、今一度、移行についての共通認識を再確認したうえで、市内全体で同じ内容が伝わるよう努めてください。

山本学校教育課長

保護者の皆様の成績評価に対する不安や子どもの学校生活を今までと同様に知りたいというのは大きな部分だと捉えています。書面による通知表は1回減ることとなりますが、例えば長期休暇の前に子どもや親と向き合う懇談会を設けることにより成果や課題をお互いに認識し取り組んでいくなど、各学校の規模や状況等に応じ対応していくことを校長会から聞いています。

また、教育委員会の方針決定に対する趣旨と保護者に対する説明内容と方法についても、事務局で作成したもので幾度となく校長会、PTA連合会と意見を交わし共通認識や対応を統一しております。その結果を経たうえで、まず、教育委員会名のお知らせ文に各校長名の文書を添え周知したうえで、主に12月に行われる学級懇談会等において校長や担任教諭から2学期制移行の方針と、そのことに対する各校の対応方法等を丁寧に説明し、保護者の皆様の不安を解消しながらご意見をお伺い理解を深めていただく予定です。

打江委員

子どもには重要な文書であることを伝えて、確実に保護者に渡すよう配慮してください。

岡田委員

小中学校の保護者の方々には今ほど説明のあった方法により伝わることとなりますが、平成29年度入学予定の保育園や幼稚園への配付はどのようになりますか。

山本学校教育課長

保育園や幼稚園の年長の皆様にもご理解をお願いしたいと思っており、各校において行う1日入学等の機会を捉え各校長先生より説明をさせていただく予定です。

打江委員

今後の日程にある、12月の文教産業委員会協議について説明をお願いします。

井口教育委員会事務局長

この2学期制の移行の内容のように市民に直結した案件は、議会でも関心を持たれ重要であると捉えご心配もいただいております。今回の件は、教育委員会の権限と責任において2学期制への移行をすすめることの方針を決定したうえで、

小中学校の保護者にご説明し意見等をお聞かせいただいたり、市民代表である議会にもご説明させていただきご意見を頂戴し、それらの結果を踏まえて最終的に教育委員会で規則改正し決定していこうとするもので、協議は合意形成していく段階でのプロセスの一つです。同様に市役所内部にも説明をしておりますし、全体日程としては少し慌しくなりますが、子どもに向き合う時間の早期確保のためであり、十分な説明と議論に配慮しご理解を深めていただくようすすめてまいります。

○中村教育長           ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中村教育長           それでは、ただ今議題となっております協議 9 について、事務局説明のとおり決めるにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中村教育長           ご異議なしと認めます。よって、協議 9 について、事務局説明のとおり決しました。

○中村教育長           次に、日程第 5、協議 10「高山市児童生徒数推移表の公表について」を議題といたしますが、当議題につきましては、高山市情報公開条例第 6 条第 4 項に該当するものとして、資料にある公開期日まで非公開とすることが適当と思われますので、法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、公開しないこととしたいと思います。

○中村教育長           それでは、ただ今お諮りしました協議 10 は、資料期日まで公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中村教育長           ご異議なしと認めます。よって、協議 10 は、資料期日まで公開しないことに決しました。

○中村教育長           それでは、改めまして日程第 5、協議 10「高山市児童生徒数推移表の公表について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

○西本教育総務課長   <資料に基づき説明>

○中村教育長           事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○中村教育長           公開目的について、もう少し詳しく説明してください。

○井口教育委員会事務局長 この内容については、教育分野のみならず、広く市内の各分野において協議いただく必要があると考えております。教育委員会においてはこれまでも論議いただいております、これからも論議を続けるものですが、市に教育振興会議という組織を設置しており、公表した内容について有識者による研究、協議した結果を報告いただき、さらに教育委員会内部での論議を深めたいと考えています。その後、その協議内容をもとに総合教育会議で取り上げていただき、市全体での協議につなげたいと考えております。また、同時に保護者を含めた地域の皆様方で地域の教育、地域における学校のあり方を考えていただく必要がありますので、まち協やPTA、さらに重要な位置を占めるのが子ども教育参画会議であり、今すすめている地域と学校のつながりを深め、地域と共に学校運営を行うコミュニティスクールについて論議をしていく材料にもなります。また、まち協においては具体的な5カ年計画を策定しようとしていますが、子どもたちの推移を大事な基礎データとして活用いただくなど、様々な思いや願いのなかで公表させていただくものです。

打江委員 具体的には誰に対しどのように公表するのですか。

西本教育総務課長 市民の皆様に対し公表させていただくもので、議会にも報告し、市ホームページへ掲載したり学校等を通じてお知らせすることも考えられ、広く公表していくものです。

○中村教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中村教育長 それでは、ただ今議題となっております協議10について、事務局説明のとおり決めるにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中村教育長 ご異議なしと認めます。よって、協議10について、事務局説明のとおり決しました。

○中村教育長 次に「後援名義使用について」の報告をお願いします。

○西本教育総務課長 <資料に基づき説明>

○中村教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○中村教育長 ご質疑等もないようでありますから、以上で質疑等を終結します。その他に報告がありましたら順次報告願います。

○中井文化財課長 <高山祭屋台行事のユネスコ無形文化遺産登録記念セレモニーの計画について

説明＞

○川田市民活動推進課長　＜高山市平和都市宣言検討会議 作成文案について報告＞

○長瀬委員　　＜英語教育、学校現場の多忙化解消に関する内容について報告＞

○中村教育長　　それでは、定例会の開催日時を決定したいと思います。

（協議）

【１２月２２日　午前９時００分】

【１月２３日または３１日で後日調整】

【２月２４日　　午前９時００分】

○中村教育長　　それでは以上を持ちまして、本日の議事日程が全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、平成２８年度第１１回高山市教育委員会を閉会いたします。

午後０時４０分閉会